

コラム

2. 決議 23-34 のタイトル

1923年に採択された「決議 23-34」のタイトルは、ロータリー関連の書物には「社会奉仕活動に対する方針;社会奉仕に関する1923年の声明 (Policy Toward Community Service Activities ;1923 Statement on Community Service)」と記されています。実は、この「決議 23-34」のタイトルについては、知っておいて欲しい重要なことが二つあるのです。

一つは、「1923」という年号が重要だということです。その理由は、年号をつけずに表現すると、それから69年後の1992年に規定審議会が採択した「社会奉仕に関する声明 (Statement on Community Service)」のほうを指してしまうからです。これら二つの声明は、2013年版の「手続要覧 (第7章「奉仕部門)」にも並んで掲載されていますので、ご確認ください。

知っておいて欲しいことの二つ目は、「決議 23-34」のタイトルは、1923年の採択当初は全く別の内容だったということです。実際には、以下のようなタイトルでした。

決議 23-34 (1923年に採択されタイトル)

本来の諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件

Resolution No.34, To reaffirm the policy of Rotary toward objective activities and to formulate certain principles for the future guidance of Rotary International and of Rotary Clubs.

上記を読んで分かるように、当初のタイトルには「社会奉仕 (Community Service)」という言葉など、全く書かれていなかったのです。

決議 23-34 の内容 (= 意義) は、

- 序文 (古典的な広義の) 社会奉仕 (Community Service) の定義を明記
- 第1 ロータリーの定義 (超我の奉仕という人生哲学) を明記
- 第2 ロータリークラブの定義と役割を明記 (ロータリアンの責務も明記)
- 第3 国際ロータリーの役割を明記
- 第4 ロータリー運動は、理論と実践が伴わなければならないことを明記
- 第5 クラブの自治権に関する権利と義務を明記
(国際ロータリーは、これに一切干渉できないことを明記)
- 第6 クラブが団体的な奉仕活動を実践する場合の種々の制限を明記

であり、個人的には、当初のタイトルこそが適切なものだと思います。

なぜなら、当初のタイトルの前半にある「本来の諸活動に対するロータリーの方針の再確認 (To reaffirm the policy of Rotary toward objective activities)」は、上記の『序文および第1』に相当します。また、当初のタイトルの後半「国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則 (certain principles for the future guidance of Rotary International and of Rotary Clubs)」は、上記の『第2から第6』までに相当します。つまり、タイトル通りの内容になっているからです。

ところが、1926年、当初のタイトルは次のように変更され、現在に至っています。

決議 23-34 (1926年に変更されたタイトル)
社会奉仕活動に対する方針
社会奉仕に関する 1923年の声明
Policy Toward Community Service Activities
1923 Statement on Community Service

上記のように変更された理由は諸説あって不明としか言えませんが、要するに、決議 23-34 の序文の内容<(古典的な広義の)社会奉仕 (Community Service) の定義>が、そのままタイトルになってしまったのです。

決議 23-34 (序文)
ロータリーにおいて社会奉仕 (Community Service) とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。
In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.

序文がそのままタイトルになったということは、それは序文と言うより、むしろ本文と言うべきかも知れません。しかし、決議 23-34 の第1から第6までの内容は「変更後のタイトル」とは合致していないものが多く、個人的には、かなりチグハグな声明となってしまったように思います。

蛇足ですが、2013年版の「手続要覧」(第2部の第7章「奉仕部門」)を見ると、1992年に採択された「社会奉仕に関する声明」が先に掲載され、その次に1923年の決議 23-34 が「社会奉仕に関する 1923年の声明」として掲載されています。しかも注意書きとして、“理事会は、「社会奉仕に関する 1923年の声明」の歴史的価値に鑑み、これを今後発行される「手続要覧」に掲載するよう、事務総長に要請した”と書かれているのです。

これでは、あたかも1992年の「社会奉仕に関する声明」こそが正式なもので、1923年に採択された決議 23-34 の「社会奉仕に関する 1923年の声明」については、歴史的に価値があるだけというような扱いです。実際、決議 23-34 は、かつて手続要覧から削除されるような動きもあったのです。

それら二つの声明の大きな違いは、国際ロータリーとロータリークラブとの関係(特に、どちらが優位か)にあるように思います。すなわち、1992年の「社会奉仕に関する声明」では、各クラブに対する国際ロータリーの優位性が読み取れます。一方、1923年の「社会奉仕に関する 1923年の声明」では、各クラブの自治権が保証され、国際ロータリーに対する各クラブの優位性が読み取れるのです。

いずれにしても、決議 23-34 を読むにあたっては、元々のタイトルも考慮していただきたく存じます。